

熊本市時短協力緊急家賃支援金 よくあるご質問

No	質問	回答
支援の対象者について		
1	家賃支援の対象事業者は？	次の①～④の全ての要件を満たす事業者が対象となります。 ①【飲食店】 熊本県時短等要請協力金（第6回）の交付を受けていること 【大規模集客施設、その施設内のテナント（飲食店以外）】 熊本県大規模集客施設時短要請協力金（第2期）の交付を受けていること ② ①の交付を受けた店舗が、熊本市内に所在していること ③ ①の交付を受けた店舗を、賃借にて営業していること ④ 中小企業・小規模事業者であること
2	家賃支援金はいくらもらえるのか？	1ヵ月分の家賃（上限35万円）の1/2相当額、支援は1店舗につき1回のみとなります。 ※家賃が35万円を超える方も申請可能ですが、支援金は上限35万円の1/2で17.5万円となります。
3	自分の店は時短要請対象施設か？ 県の時短要請協力金の交付対象か？	まん延防止等重点措置による時短要請対象施設については、県のホームページ等でご確認ください。 【飲食店】 県ホームページ： https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/105463.html コールセンター：096-333-2828 【大規模集客施設、その施設内のテナント（飲食店以外）】 県ホームページ： https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/105951.html コールセンター：096-213-7090
4	複数の店舗を経営している場合はすべて対象となるのか？	店舗ごとに支援を行います。例えば、3店舗の経営をされており、すべてが支援対象施設であれば3店舗分の支援を行います。
5	複数店舗を経営しており、そのうち1店舗だけが時間短縮営業をした場合はどうなるか？	実際に時間短縮営業を行った1店舗だけが対象となります。
6	店舗兼住宅は支援対象となるか？	熊本県時短要請協力金の交付決定を受けた店舗であれば対象となります。 ただし、住居部分の家賃については、対象外です。
7	店舗は熊本市内にあるが、本社が熊本市外にある場合、支援対象となるのか？	本社が熊本市外であっても、熊本市内に店舗を賃借し営業を行っている店舗は対象となります。
8	店舗は熊本市外にあるが、本社が熊本市内にある場合、支援対象となるのか？	店舗が熊本市外であれば、本社が熊本市内にあっても対象にはなりません。
9	フランチャイズのオーナーは対象となるか？	オーナーが中小企業・小規模事業者で、賃料を支払っていれば対象となります。
10	賃借してる店舗を更に貸しているが、その場合でも支援を受けることができるか？	転貸（又貸し）を目的とした取引は支援対象外となります。 ※賃借人が借りている店舗の一部を第三者に転貸（又貸し）をした場合、転貸をせず自らが使用する部分については、今回の支援の対象となります。
11	自己所有の店舗（持ち家）については対象となるか？	持ち家は支援対象外となります。
12	大規模集客施設を運営しているが、支援対象となるのか？	自己の事業のために直接利用している部分については、対象となります。 ※すべてテナント貸しをしている場合は、対象外です。
対象経費について		
13	支援対象となる家賃は？	申請時点での直近の賃料（1ヵ月分）が対象となります。 共益費や管理費、光熱水費、駐車場使用料については対象外です。
14	店舗兼住宅の場合、支援対象となる家賃は？	全体の家賃を面積按分し、店舗部分の家賃相当額を支援対象とします。 【参考例】 賃料10万円、店舗部分面積150㎡、全体面積300㎡ の場合 10万円×150㎡÷300㎡=5万円 …支援対象となる家賃 5万円×1/2=2.5万円 …支援額（申請額）
15	借地の賃料は支援対象となるのか？	対象となる店舗の敷地として利用している土地代は対象となります。 ※ただし、土地のみを店舗の駐車場として賃借しているものについては対象外です。
16	売上連動で賃料が変わる、変動家賃の場合は？	支援額の算定にあたっては、申請時点での直近3ヵ月分として支払った賃料の平均を基礎とします。 加えて、次にあげる2つの書類を添付してください。 ①直近3ヵ月分の賃料を確認できる書類の写し ②賃貸借契約書の写し（※変動家賃の根拠となる計算式が記載された部分のみ）

熊本市時短協力緊急家賃支援金 よくあるご質問

No	質問	回答
17	新型コロナウイルスの影響により、既に貸主により家賃の減額がなされている場合は？	減額後の賃料（1ヵ月分）を対象とします。 ただし、貸主からの減額措置がなくなった場合は、通常の賃料が対象となります。
18	大規模集客施設の運営事業者が直接利用している部分とは？	自社の店舗、自社の事務所、催事・イベントを行うための場所（それらを運営するための自社専用の倉庫・通路などを含む）
申請方法等について		
19	申請書類はいつから、どこでもらえますか？	以下のいずれかで入手できます。 ①熊本市ホームページからのダウンロード ②コールセンターへ個別郵送の依頼 ③市役所本庁舎1階の総合案内、各区役所での配布（9月24日～）
20	受付はいつからか？	受付期間：令和3年9月24日（金）～12月24日（金）消印有効 ※期限を過ぎても熊本県の交付決定から15日以内の申請であれば有効とします。 ※申請には、熊本県の時短要請協力金の交付を受けたことがわかる書類の写しが必要であるため、時短要請協力金の交付決定後より申請が可能となります。
21	飲食店で、県の時短要請協力金を一部分割で受領している場合はどうすればよいか？	一部分割にて、時短要請協力金（第6回）を受領している場合においても、家賃支援金の申請が可能です。ただし、申請は1店舗につき1回限りとなります。 ※一部分割受領の際に、県から交付された時短要請協力金（第6回）の「交付のお知らせ」の写しを添付してください。
22	申請方法は？	郵送にて申請に必要な書類一式を送付してください。 （感染症拡大防止のため、窓口持参での受付は行いません。） 送付先：〒860-8601 熊本市家賃支援金事務局宛て
23	家賃支援金はいつごろもらえるのか？	書類に不備等がなければ、申請書受理から概ね2～3週間での振込みを予定しています。
提出書類等について		
24	申請書のA～C（各費用欄）は、税込額で記載するのか？	全て税込額で記載してください。 なお、直近賃料の確認書類とそれぞれの金額が一致するように記載してください。
25	請求書の金額欄を間違った場合、訂正印でよいか？	金額欄の訂正は受け付けることができませんので、再度作成してください。
26	委任状はどのような場合に必要か？	申請者と口座名義人が異なる場合のみ必ず提出してください。
27	賃貸借契約書は、どのページが必要ですか？	以下の項目が確認できるページを提出してください。 ・店舗所在地 ・賃料、その他費用 ・貸主、借主の氏名・住所・押印欄 ・不動産管理会社の会社名・住所・連絡先
28	直近賃料の確認書類とは、いつの分を提出すればよいか？	賃料の請求があっていること、又は賃料の支払いをしたことを確認できる書類で、申請日に最も近いものを提出してください。
その他		
29	税金の滞納をしていると支援を受けられないのか？	市税の滞納がある場合、本支援金の受給はできません。 ただし、市税の滞納がある場合でも、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い徴収が猶予または分割納付の誓約が済んでいる場合は支援対象となります。
30	申請者と、賃貸借契約書などの賃借人の名義が異なる場合、どうすればよいか？	原則、申請者と賃貸借契約書の賃借人の名義が一致することとなりますが、名義が異なる場合は、賃貸借契約書の写し等とあわせて、申請者と賃借人の関係を示す書類を提出してください。
31	政治団体・宗教団体は支援の対象となるのか？	政治活動及び宗教活動を行うための施設については対象となりません。
32	国の家賃支援金やその他の支援金を受給していても申請可能か？	支給要件に該当すれば、他の支援金を受給していても申請可能です。